

病院の特定の病床等の特例について (医療法第30条の4第9項の規定に基づく特例措置)

病院において、次の機能を提供する場合については、厚生労働大臣の同意を得たうえで、当該機能に係る病床の設置、若しくは増床が可能となる特例措置。

(医療法第30条の4第9項、施行規則第30条の32の2第1項)

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号関係 | がんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関する医療 |
| 第2号関係 | 小児疾患に関する医療 |
| 第3号関係 | 周産期疾患に関する医療 |
| 第8号関係 | 緩和ケアに関する医療 |
| | ほか |

